

平成25年度第2回岐阜県入札監視委員会 議事概要

1. 日時：平成26年1月21日（水）13：30～16：00

2. 場所：岐阜県庁 議会東棟3階 執行部控室

3. 出席委員

中山 武憲 氏 《委員長》 (名古屋経済大学大学院教授)
鱒部 昌子 氏 《副委員長》 (岐阜家庭裁判所家事調停委員)
神谷 真弓子 氏 (東海学院大学短期大学部学長)
田口 紀子 氏 (税理士)
藤田 聡 氏 (岐阜新聞社販売局副局長)
森本 博昭 氏 (岐阜大学名誉教授)

4. 議題

(1) 県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

(2) 抽出事案に関する説明・審議

- ・公共予防治山事業 日面小平1工事
- ・県営湛水防除事業 静里地区 第5号排水機製作据付工事
- ・公共道路改築事業 (仮称)和良金山トンネル(金山工区)工事
- ・公共道路災害復旧事業工事
- ・県営特定農業用管水路等特別対策事業 中部用水地区 第6期管水路工事
- ・希望が丘学園他整備事業 第1期造成工事
- ・交通信号機改良等工事

5. 議事概要

(1) 県発注建設工事、資格停止の運用状況等について

<質疑なし>

(2) 抽出事案に関する説明・審議

【公共予防治山事業 日面小平1工事】 <下呂農林事務所>

(委員)

5者が最低制限価格と同額で入札しているが、これは偶然なのか。

(説明者)

指名した12者のうち、本工事の受注意欲の高かった5者が、予定価格を綿密に分析し、最低制限価格を導き出して入札を行ったものではないかと推察している。

(委員)

その5者がすべて飛騨地域の業者であるということも偶然なのか。

(説明者)

指名する業者については、本工事の地理的条件も考慮し、下呂、飛騨、可茂から岐阜に至るまでの地域から選定を行っている。なお、最低制限価格と同額入札となった5者については、下呂市内の業者が1者と飛騨管内の業者が4者で、特に地理的条件が良いため、受注意欲が高かったの

ではないかと推察している。

(委員)

最低制限価格と同額で入札できるのは、業者がおおよそ設計金額の積算方法や最低制限価格の算出方法を知っているからなのか。

(説明者)

予定価格を事前に公表していること、また、今回の工事が一般的な工事で、過去に多くの事例があることから、業者が直接工事費や共通仮設費等の工事費の内訳を算出できる可能性は十分あり、最低制限価格を1円単位のレベルで推計することも可能である。

(委員)

本案件は1工区の工事であるが、2工区の工事にも既に発注しているのか。

(説明者)

2工区の工事は、1工区より1カ月ほど後に発注しており、現在並行して工事を進めている。

(委員)

2工区の工事にも指名競争入札で行ったのか。また、その入札状況はどうだったのか。

(説明者)

2工区の工事についても、1工区と同じ12者を選定し、指名競争入札により実施したが、1工区の入札時に最低制限価格と同額入札を行った5者が、同様に最低制限価格と同額で入札している。ただし、落札者を決めるくじを行った結果、1工区とは別の業者が落札している。

(委員)

指名した業者の中に各務原市の業者が3者含まれているが、工事場所の近隣地域とは言えない各務原市の業者を選定した理由、及び各務原市内の業者の中からその3者を選定した理由は。

(説明者)

本案件と同様の、法面の落石防止工事の施工実績がある業者を抽出した結果、各務原市内の3者が選定の範囲に入ったものである。

(委員)

全国的に入札辞退者が多いということが問題になっているが、本案件は辞退者が全く出てない。これは、指名業者を選定する際に手持ち工事の状況を考慮したからなのか。

(説明者)

入札辞退者が増加し競争性を確保できないような事態が頻繁に起こるのであれば、業者選定の際、手持ち工事の状況も十分考慮する必要があると思われる。ただし、一般的に落石防止工事は発注件数自体が多くないこともあり、入札辞退者が比較的少ない。したがって、本案件についても、業者選定において手持ち工事の状況は考慮していない。

【県営湛水防除事業 静里地区 第5号排水機製作据付工事】 <西濃農林事務所>

(委員)

低入札価格調査の結果は問題なしとのことだが、特にどのような点に着目して調査を行ったのか。

(説明者)

本案件については、業者積算の直接工事費及び一般管理費が設計金額に比して低額であったため、特にこの点に着目して調査を実施している。

(委員)

業者積算の一般管理費が設計金額の4割程度という点について、労働者の賃金に影響を与えているのではないかと危惧している。長い間、ダンピング受注や値引き競争が続いて、結果として社会全体がデフレからなかなか脱却できないという側面もあるが、問題意識はあるか。

(説明者)

本案件の落札者については、これまで岐阜県内でのポンプ製作据付工事の施工実績が無く、県内での受注実績を作りたいという思いが強く働いた結果、低価格での入札を行ったものと推察している。

(委員)

業者積算の一般管理費が設計金額の4割程度という状況を最終的に問題なしと判断した具体的な理由は何か。

(説明者)

西濃農林事務所管内で過去5年間に入札執行した、口径500ミリ以上のポンプ製作据付工事5件の落札率は、74.9%から89.5%の範囲となっており、予定価格に比して低額の落札傾向にあるが、低入札価格調査において、落札者の施工能力や経営状況等も確認しており、総合的に判断して問題なしとしたものである。

(委員)

一般管理費が設計金額に比して大幅に低くても問題なく工事が施工できるということであれば、そもそも予定価格の設定が妥当なものなのか疑問に感じる。

(説明者)

積算体系上、一般管理費は工事の施工にあたる企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店の経常的な費用となっており、労働者の賃金に関する費用は直接工事費に含まれている。本案件の場合、業者積算の直接工事費は設計金額の85%程度であり、ほぼ妥当であると判断したものである。なお、設計金額(予定価格)の算出については、国の積算基準に依っており、一般管理費等もこれに基づき算出しているため、当方で任意に設定できるものではない。

(委員)

低価格で工事を受注するということは、業者に利潤が出ない、または大幅に削られているということであり、低入札価格調査を行う際は、特に内容の精査が重要であると思う。

(事務局)

県では、国において低入札調査基準価格が改正されたことを踏まえ、昨年7月から低入札調査基準価格の算定式において、一般管理費に乗ずる率を30%から55%に引き上げ、ダンピング対策の強化を図っている。

(委員)

国や県が低入札調査基準価格を引き上げたとしても、本案件のように、一般管理費等が低額であっても全体でカバーできるからよいという業者の考え方、及びそれを問題なしとして落札決定する発注者の考え方には問題があると思う。

(事務局)

現状として、低入札調査基準価格を下回る金額での入札件数及び発生率は低減傾向にあるため、どのタイミングで入札制度の改正、積算方法の見直し等を行うかについては、状況を十分見極めた上で検討する必要があると考えている。

【公共道路改築事業 (仮称) 和良金山トンネル(金山工区) 工事】 <道路建設課>

(委員)

評価項目のうち、技術所見の加点状況について、最高得点者と最低得点者に10点以上の差がついているがその理由は何か。

(説明者)

最低得点者の技術提案については、提案内容が具体性に欠け、評価に値する内容ではなかった

め、結果として0点となったものである。

(委員)

業者から提出された技術提案は、審査者全員がすべての提案を評価するのか、それとも分担して評価するのか。

(説明者)

審査者全員がすべての提案を確認し、評価している。

(委員)

評価をする際の客観性、公平性は確保されているか。

(説明者)

提案内容の評価に当たっては、総合評価作業部会で原案を作り、それを総合評価委員会において、すべての項目の評価内容を確認している。

(委員)

本案件の場合は、結果として入札金額の最も低い者が落札しているが、逆に入札金額は最も低くないが、価格以外の評価点が高いために落札者となる、いわゆる逆転はどれくらいあるか。

(事務局)

平成22、23、24年度では、総合評価落札方式で入札を行った案件の概ね1割弱くらいにおいて、価格順位1位以外の者が落札（いわゆる逆転）している状況である。

(委員)

入札参加者が少ないのはなぜか。

(説明者)

結果として入札参加者は少なかったが、事前に共同企業体の代表構成員になり得る業者の数を確認しており、本案件の場合、県内で24社が該当したため、十分競争性は確保されると判断したものである。

【公共道路災害復旧事業工事】 <下呂土木事務所>

(委員)

随意契約の相手方を選定した理由として、建設業協会から指定された業者との記載があるが、下呂土木事務所管内で災害復旧工事を行う場合は、常に当該業者（熊崎組）が契約の相手方になるのか。

(説明者)

今回の場合は、建設業協会において、作業体制、施工能力の有無、地域の状況の精通度合い等を考慮し、熊崎組を選定したものであると考えており、常に当該業者と契約するものではない。

(委員)

建設業協会と土木事務所との間での災害時応援協定に基づき、その時々状況により、建設業協会から管内の業者1者が選ばれるということか。

(説明者)

災害の規模等にもよるが、今回の場合は、舗装関係の工事实績があり、迅速に施工ができる者として熊崎組1社が選定されたということである。

(委員)

資料には、建設業協会から「指定」された業者との記載があるが、これは建設業協会で選定された者は、県の判断に関係なく、無条件に契約の相手方になるということか。

(説明者)

建設業協会からは、選定業者の報告という形で当所にあがってくるが、当該業者が無条件に契約

相手になるわけではなく、当所の入札参加資格委員会において、当該業者を契約の相手方とすることが適当であるか否かを審査した後、県の判断として決定しているものである。

(委員)

そうであれば、誤解を招かないためにも、「指定」ではなく「推薦」という文言のほうが適切であると思う。

(委員)

契約金額は、相手方の言い値になるのか。

(説明者)

業者から見積書を徴取したところ、県において設定した予定価格を下回っていたため、当該金額で契約を締結したものである。

(委員)

災害時応援協定は、県内の他の地域でも締結されているのか。

(事務局)

県内には、11の建設業協会の地区協会があり、すべての地区において各土木事務所長と地区協会で災害時応援協定を結んでいる。また、建設業協会の本部と県において包括協定を締結している。

【県営特定農業用管水路等特別対策事業 中部用水地区 第6期管水路工事】 <恵那農林事務所>

(委員)

予定価格に対する入札金額の割合（入札率）が全体的に高いと感じるが、本案件が第6期工事であることと何か関係はあるか。

(説明者)

第6期工事であることと入札率に特段の関係はないと思われる。なお、予定価格は事前に公表しており、業者はそれ以下の金額で実行予算を組み、入札金額を決定することになるが、今回はたまたまそれが予定価格に近いものであったと考えている。

(委員)

本案件の業者選定において、第1期から第5期までの工事の指名選定状況は考慮しているのか。

(説明者)

本案件は、平成24年度国補正予算に係る工事であり、早期に発注する必要があったことから指名競争入札で実施しているが、第1期から第5期までの工事については、一般競争入札で実施している場合もあり、これまでの選定、入札状況に関して特段考慮していない。

(委員)

指名競争入札において業者を選定する際、ボランティア等の地域貢献度は考慮するのか。

(説明者)

本案件の業者選定においては、工事成績や経営状況等を考慮しつつ、入札参加資格者名簿の総合点数を重視しており、地域貢献度については考慮していない。

【希望が丘学園他整備事業 第1期造成工事】 <特別支援教育課>

(委員)

業者積算による一般管理費が設計金額に比して7%と低額になっているが、この点に関して問題ないとした理由は何か。

(説明者)

本案件については、落札者が近隣に同種の工事を施工しており、機材の融通等により費用の縮減

が可能な状況にあったことから、低入札調査基準価格を下回る入札金額であっても、契約内容に適合した工事が履行されない恐れはないと判断したものである。

(委員)

今回の審議案件は、前回までの審議案件に比べ全般的に入札辞退者が少ないように感じるが、何か理由はあるのか。

(事務局)

今回の審議対象期間である平成25年度上半期における平均入札参加者数は、一般競争入札で5.4者、指名競争入札で9.3者という状況になっているが、これは前回までと比べて大きく増加しているわけではなく、今回抽出した案件が偶然入札辞退者が少なかったものと思われる。

【交通信号機改良等工事】 <交通規制課>

(委員)

入札辞退者が非常に多いが、辞退理由は何か。

(説明者)

辞退者に聞き取りを行ったところ、他の受注工事と工期が重複したとの理由が最も多く、次いで他の受注工事により技術者配置が困難との理由であった。

(委員)

1者のみ入札を成立させた理由は何か。

(説明者)

本案件は、国の緊急経済対策に係る補正予算関連の工事であり、早期に発注する必要があったこと、また、再度入札を行ってはい日程的に本年度中の完成が見込めなかったことから、1者入札であってもやむを得ないと判断し、入札を成立させたものである。

(委員)

施工場所が広範囲にわたっているが、高山市や下呂市など、地域ごとに分割して発注することは考えなかったのか。

(説明者)

工事によっては地域ごとに分割して発注することもあるが、本案件については、発注時期や工期を考慮しても十分施工可能であると判断し発注したものである。

(委員)

指名した業者が1者を除いてすべて辞退し、かつ応札者の落札率が100%に近いという状況は、競争性が確保されているとは言えず、客観的に見て、何かあったのではないかと憶測されても仕方がない。工期に余裕が無かったとはいえ、指名業者を再選定するなどして、入札をやり直す必要があったのではないか。

(説明者)

交通信号機工事における指名競争入札の平均入札参加者数は、ここ数年、2、3者程度となっており、辞退率も平成22、23年度が65%、24年度は82%、今年度は現状で88%という状況であり、同工事の入札30件中、10件が全者辞退で不成立となっている。一方、過去の入札実績を見ると、分割して小規模な工事でも発注するよりも、大きな単位にまとめて発注した方が応札者が増えるという傾向にある。以上の状況に加え、県内業者の育成という観点も考慮して指名業者の選定を行ったが、結果として1者入札となったものであり、総合的に判断して再度入札を行わず入札を成立させたという経緯がある。

(委員)

日程的に余裕が無い中では、本案件のような状況であっても入札を成立させなければならないこ

とになるため、工事を発注する際は、入札の競争性や公平性を確保する観点からも、計画性を持って行うことが重要である。

(委員)

本案件は施工場所が広範囲に点在しているが、2つ、3つに分けて発注することはできないのか。また、1つの業者だけで施工することは技術的に可能なのか。

(説明者)

過去に、工事を分割して発注した際、工事の規模が小さすぎるという理由で業者に敬遠され、応札者がいないということがあったため、ここ数年は、ある程度工事の規模を大きくして発注している状況である。なお、施工場所が広範囲であっても、1か所の工事に要する期間は1日か2日程度であり、特に施工に当たって困難となるものではない。

(委員)

交通信号機工事を施工することのできる業者は十分あるのか。

(説明者)

交通信号機の工事自体は、特に専門的な技術を要するものではなく、B等級工事として同等級の業者に発注することもあり、過去の受注実績の有無は別にして、能力的に施工可能な業者は十分ある。

(委員)

施工可能な業者が十分ある中で、応札者が1者のみという状況は望ましいものではなく、分割発注も含め発注方法を工夫する必要があると思われる。

【全体について】

(委員)

入札の競争性の確保という観点から言うと、今回の審議案件中、交通規制課発注の交通信号機改良等工事は競争性に欠けており、適正な入札状況にあるとは言い難い。今後、発注機関が適切な発注を行い、入札の競争性を確保できるよう十分周知することが重要である。

(委員)

総合評価落札方式に関して、評価項目が多岐にわたり、価格以外のどのような点を重視して評価したいのか分かりにくい。総合評価落札方式を適用する必要性も含めて、その目的を明確にしたほうがよい。

(委員)

総合評価落札方式と言いながら、結局は入札金額に引っ張られてしまうという点に関しては改善する余地があるのかもしれない。

(委員)

技術力で最高の評価を受けても落札者になれない場合もある。

(委員)

評価の際、どこに重点を置くかということであるが、入札金額は考慮せず技術的な部分だけで落札者を決定するという方法も1つの考え方ではある。

(委員)

現状では、入札金額も低く技術的な評価も高い者が落札している場合も多く、多少結果がずれること（価格以外の評価点が最も高い者が落札者とならないこと）もやむを得ないのではないかとも思う。